

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への

追加の給付金（「定額減税補足給付金（不足額給付）」）のご案内

定額減税
補足給付金
(不足額給付)
とは？

令和7年1月1日において小金井市に住民票がある方を対象に、定額減税の実績が確定したことにより、調整給付※の支給額に不足が生じる場合等に、追加で給付を行うものです。

※昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、定額減税しきれないと見込まれた額を基礎として、定額減税補足給付金（調整給付）を支給しております。

受給
対象者
(1)

調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- 子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（調整給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

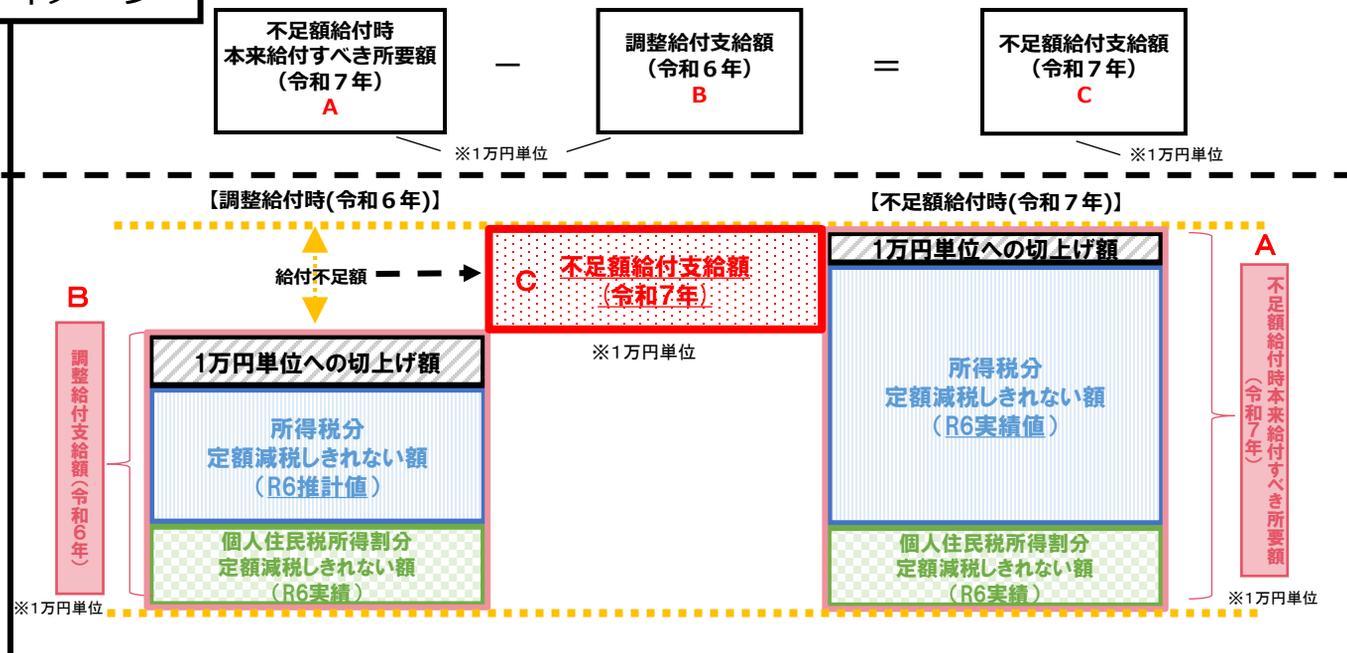
受給
対象者
(2)

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）※を支給。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった方は3万円

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 令和5年所得、令和6年所得ともに合計所得金額48万円超の方

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付・不足額給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時本来給付すべき所要額」(A)が「調整給付支給額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

支給 手続方法

「支給のお知らせ」が届いたとき

受給対象者（１）の方
・ 7月下旬から8月上旬にかけて支給のお知らせを発送します。

- ・基本的に手続きは不要です。
- ・「支給のお知らせ」に支給予定額、振込予定日、振込先口座「マイナポータルに既に登録された公金受取口座」を記載しています。

支給予定日
令和7年
8月下旬

受給対象者（２）の方
・ 8月上旬から中旬にかけて支給のお知らせを発送します。

- ・口座の変更や給付金の辞退をする場合には、手続きが必要です。

支給予定日
令和7年
8月下旬
～
9月上旬

「確認書」が届いたとき

- ・受給対象者（１・２）に該当する方のうち、振込先口座が不明な方が確認書になります。
- ・「確認書」に必要事項を記入し、口座確認書類の写し及び対象者本人確認書類の写しなどを同封のうえ、**返送か窓口へご持参**をお願いします。

**確認書返送
申請期限**

令和7年
10月31日(金)

- ※同日消印有効
- ※期限を過ぎても提出がない場合は給付金を辞退したものとみなします。
- ※期限後の受付はできません。

支給予定日
不備のない書類を市が受理した日から**おむね30日**後に口座振込

お問 合わせに ついて

「定額減税補足給付金（不足額給付）」は**令和6年分確定申告等の税情報を基に算出しています。**対象と思われるが書類が届かない方、または支給金額に相違があるという方は、令和6年分所得税の内容が分かるもの（確定申告書の控え、源泉徴収票等）や、調整給付の詳細が分かるものをお手元にご用意の上、下記コールセンターまたは窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先 小金井市定額減税補足給付金（不足額給付）担当

【コールセンター】

TEL：042-316-1655

FAX：042-316-1656（聴覚障がいのある方など）

【相談・受付窓口】

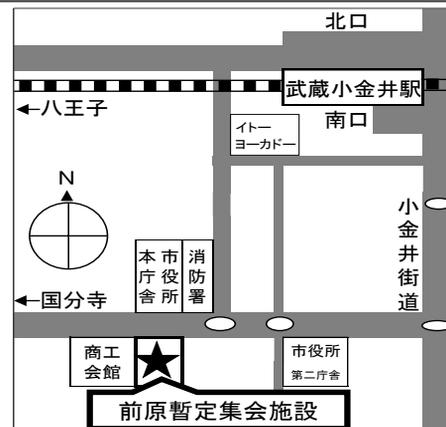
小金井市前原暫定集会施設 1階

（小金井市前原町3-33-27）

【受付時間】

相談・受付窓口、コールセンターともに

平日午前9時から午後5時まで



! 「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の給付金（「調整給付金」（不足額給付）」の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。